

令和 7 年度内部統制評価報告書審査意見書

宮 崎 県 監 査 委 員

44100-1062
令和8年9月1日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 二 見 康 之
宮崎県監査委員 日 高 陽 一

令和7年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に基づき、令和8年6月26日付け21230-1060で審査に付された令和7年度内部統制評価報告書の審査を行いましたので、別添のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和 7 年度内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 7 年度内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 7 年度内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、宮崎県監査基準（令和 2 年 3 月 30 日宮崎県監査委員告示第 2 号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「Ⅴ監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 7 年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当である。

5 審査意見

3 年連続で整備上の不備の新たな発生がなく、監査においても制度導入前と比較して指摘事項等の件数が減少するなど一定の効果がみられるが、今後、内部統制の実効性を高め、更なる推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれる。

(1) リスク対応策について

発生した運用上の不備の中で、特に件数の多かった「徴収額の誤り及び借入事務の誤り」、「契約未締結による業務執行」及び「契約・交付決定等の金額、算定、相手方等の誤り」に関する不備の多くは、進行管理や組織的なチェックが適切に行われていれば防げたものであることから、各所属においては、業務の実態に応じた進行管理の方法を再検討するなど、より効果的なリスク対応策を講じることが望まれる。

(2) 自己点検について

所属においてリスクとして選択されているにもかかわらず、自己点検で把握されていない不備が、引き続き定期監査により多数確認された。

各所属においては、自己点検の精度を高め、発生した不備を漏れなく確実に把握するとともに、適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(3) 「特に注意すべき不備」及び同一内容の不備について

公用車の車検期限切れなどの「特に注意すべき不備」や、前年度に把握された不備と同一内容の不備の発生が引き続き報告された。

ア 公用車の車検期限切れについて

公用車の車検期限切れについては、車両の運行がなかったため直接的な法令違反（無検査運行）には至らなかったものの、各所属においては、特に法令違反に至る蓋然性が高い事項については、より厳格な管理のもと、複数人による確認体制の強化を図ることが強く望まれる。

イ 前年度に把握された不備と同一内容の不備の発生について

前年度に把握された不備と同一内容の不備が発生した所属が、引き続き多数確認されている。これらの所属においては、職員の一層の意識啓発を図るとともに、組織的なチェック体制をさらに強化するなど効果的な再発防止策をとることが強く望まれる。

(4) 「重大な不備」について

要配慮個人情報の漏えい事案が継続して発生しているが、評価部局はこれらについて「重大な不備」には該当しないと評価している。要配慮個人情報はその漏えいにより、本人の権利利益の侵害や、県政への信頼失墜につながる可能性もあることから、極めて慎重な取扱いが求められるものである。

個人情報の適正管理は法令等の遵守と並ぶ事務執行の根幹となるものであり、内部統制制度における「重大な不備」の評価においても重視すべき点である。

このため「重大な不備」の判断に当たっては、影響の重大性及び同種事案の反復性を十分に考慮するとともに、より客観的な判断基準を設ける等、改めて整理・検討することが望まれる。

なお、当該事案が発生した所属及び共通業務所管課においては漏えいの原因を改めて究明し、実効性のある再発防止策を講じることが強く望まれる。